

さいたま市告示第1619号

平成20年さいたま市告示第1189号（さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第45条第2項に規定する建築材料中の石綿の含有の状況を分析する方法として市長が定める方法）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和4年11月1日

さいたま市長 清水 勇



本文中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「及び日本産業規格A1481-4」を「日本産業規格A1481-4及び日本産業規格A1481-5」に改める。